

サ・0・0(令和7年12月末)

運免第237号
令和7年9月25日

各 警 察 署 長 殿

運転免許課長

道路交通法施行規則の改正等に伴う運用上の留意事項について（通知）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第81号）及び道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるもの（令和7年国家公安委員会告示第35号）が令和7年9月11日に公布され、同年10月1日から施行されることとなった。改正の内容及びこれに伴う運用上の留意事項については下記のとおりであるので、関係職員に周知するとともに、事務処理上誤りのないよう願います。

記

1 改正の内容

- (1) 住民基本台帳法の適用を受けない外国人について、従来、旅券等の提示で免許証を取得できた手続を改め、運転免許の申請（新規取得、外免切替）時に、
 - ・ 外務省が発行する身分証明書又は権限がある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定める書類の提示
 - ・ 公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類の添付を求めることがされた。
- (2) 外国人については、免許証の更新時に、在留カード、特別永住者証明書、住民票の写し又は上記(1)の書類の提示を求めることがされた。
- (3) 国外転出中の日本国籍を有する者については、運転免許の申請時等に、戸籍謄本等及び住所を確かめるに足りる書類の添付を求めることがされた。
- (4) その他所要の改正が行われた。

2 運転免許取得等の手続毎の必要書類

別紙「道路交通法施行規則改正に伴う外国人運転免許関係取扱いに係る必要書類等」のとおり

3 申請窓口での留意事項

- (1) 外国人等から提出された住民票の写しについて次の点を確認すること。
 - ア 住民票の写しの真偽性
 - イ 在留期間の満了の日を経過していないか。
(在留期間が過ぎている場合は、有効な住民票とは認められない。)
 - ウ 外国人住民の住民票に記載される事項（特定事項：国籍、在留資格、在留期間等）が記載されているか。
- (2) 確認すべき書類について疑義がある場合は担当係に連絡をすること。
- (3) 在留カードの偽変造や不携帯、在留期間の超過といった入管法違反の疑いを把握した場合は署の警備課（係）と連携し所要の対応を行うこと。

4 別添資料

- (1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について（通達）（令和7年9月11日付け警察庁丙運発第50号）
- (2) 「外国免許関係事務取扱い要領」の改正について（通達）（令和7年9月11日付け警察庁丙運発第49号）
- (3) 執務資料【取扱注意・部内のみに限る】
警察庁教養資料

5 その他

- (1) 更新時に在留カード等を提示できない外国人の免許証更新期間の延長措置については、運転免許係から別途通知する。
- (2) 特定失効及び仮運転免許に係る事務処理については、学科試験係から別途通知する。

(担当) 企 画 係 調 査 官
運転免許係 調 査 官
学科試験係 企画調整官
技能試験係 調 査 官



道路交通法施行規則改正に伴う外国人運転免許関係取扱いに係る必要書類等

1 / 2
令和7年9月25日

	申請別	区分1	区分2	提示又は添付必要書類	書類等に関する必要事項	提示、添付等の別
運転免許の申請	・新規取得 ・外免切替 ・特定失効	住基法適用	外国人 特別永住者	I 住民票の写し（外国人特定事項記載のもの） 〔府令（道交法規則）17条2項1号〕	外国人特定事項記載のもの (用語説明参照)	添付
				①当該申請者が本人であることを確認するに足りる書類 〔府令（道交法規則）17条2項9号〕	【例示】 ◇マイナカード・旅券等	①掲示
			国外転出者	①住基法上の戸籍謄本等 ②住所を確かめるに足りる書類 〔府令（道交法規則）17条2項1号〕	①謄本、抄本何れも可 ②例：実家世帯主作成の滞在場所証明書+世帯主の住民票写し	①及び②両方添付
	住基法適用外	外国人	II 外務省等発行身分証明書類 次のa又はbに掲げる書類 a 外務省が発行する身分証明書(①～④何れか) ①外交官身分証明票 ②領事館身分証明票 ③身分証明票 ④国際機関身分証明票 〔府令（道交法規則）17条2項3号イ〕	II外交官は原則住基法適用受けないため左記書類が必要	IIのa又はbの何れかを提示	
				b 権限がある機関が発行する身分証明書類であって、aに掲げる書類に準ずる書類 ①外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の証印が付された書類（旅券） ②在留資格認定証明書 ③日本国領事館の査証及び在留資格認定証明書の交付を受けることができる在留資格（「短期滞在」以外の資格）が表示されている上陸許可の証印が付された書類（旅券） ④合衆国軍隊の身分証明書 〔府令（道交法規則）17条2項3号イ/国公委告示〕	III①～短期滞在の外交官等は身分証明書が発行されないため III②上陸許可の条件適合を証明。短期の場合は発行なし（電子・紙両方あり） III③～④紙版は上陸許可申請の際回収されるため旅券証印で確認（その他）「興業」資格の②、興業資格の旅券等	
				III公的機関等発行住所確認書類 ((第1章第1_1(6)ア(イ)) 公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類またはこれに準ずる書類 〔府令（道交法規則）17条2項3号ロ〕 ・申請用写真〔府令（道交法規則）17条2項10号〕	（例示） ・国際自動車競技に参加する競技者に對し主催団体が発行する書類で、滞在期間中の住所が確認できる書類 ・自動車運転が不可欠な在留資格である場合に、招聘機関が発行する住所確認できる書類（例：「教授」在留資格の場合は当該申請者を招聘した大学等）	III添付及び申請用写真添付
				①当該申請者が本人であることを確認するに足りる書類 〔府令（道交法規則）17条2項9号〕	・旅券（限定）	①提示
	住基法適用 住基法適用外 (共通)	技能、学科免除 申請対象国で免除申請を行う者 (追加書類)		①外国等の国内運転免許証 〔府令（道交法規則）18条1項6号〕	・申請者の住所、氏名及び生年月日、 発給国、発給番号、発給年月日、有効 有効期限及び種類を「外国免許による 試験の一時免除台帳」に記載	①提示
				①日本語による外国等の国内運転免許証の翻訳文 〔府令（道交法規則）18条1項6号〕	・当該免許証を発給した外国等の行政 庁又は領事機関、国家公安委員会が翻 訳文を適切かつ確実に作成するこ とができると認める機関が作成したもの	①添付
				①当該外国に滞在した期間（3か月以上）を証明する書類 〔府令（道交法規則）18条1項6号〕	（例示） ・旅券、船員手帳等 ・旅券等に出入国記録がない場合は、 在職証明、賃貸アパートの契約書類、 口頭試問等で滞在期間確認に努める	①提示、口頭確 認
併記	現に受けている免許と異なる免許を受けようとする場合（併記）	住基法適用	外国人 特別永住者	①現有免許証 ②I 住民票の写し（外国人特定事項記載のもの） ③マイナ免許証 〔府令（道交法規則）17条3項及び4項〕		①提示②添付 ③マイナ免許証 提示した場合は②添付不要
		住基法適用外	外国人	①現有免許証 ②II外務省等発行身分証明書類 ③III公的機関等発行住所確認書類 〔府令（道交法規則）17条3項及び4項〕		①及び②を提示 ③添付
運転免許更新	免許証等の有効期間の更新を受ける場合（免許更新）	住基法適用	外国人 特別永住者	①現有免許証 ②在留カード等（以下の何れか） ・在留カード・特別永住者証明書 ・I 住民票の写し（外国人特定事項記載のもの） ③マイナ免許証 〔府令（道交法規則）29条2項及び同29条の2_2項〕		①及び②提示 ③マイナ免許証 を提示した場合は②書類提示は不要
		住基法適用外	外国人	①現有免許証 ②II外務省等発行身分証明書類 ③III公的機関等発行住所確認書類 〔府令（道交法規則）29条2項及び同29条の2_2項〕		①、②及び③全 て提示

	申請別	区分1	区分2	提示又は添付必要書類	書類等に関する必要事項	提示、添付等の別	
記載事項変更	住所変更	住基法適用	外国人特別永住者	①「在留カード等」(以下の何れか) ・在留カード ・特別永住者証明書 ・I住民票の写し (外国人特定事項記載) [府令 (道交法規則) 20条2項1号] ②マイナ免許証 (変更後の住所が記載) [府令 (道交法規則) 21条の12 1号] [府令 (道交法規則) 20条3項]		①を提示但し②マイナ免許証ある場合はマイナ免許証提示が義務 (マイナの券面で確認できない場合は①提示)	
				①住所を確かめるに足りる書類 [府令 (道交法規則) 20条2項1号]	①例: 実家世帯主作成の滞在場所証明書+世帯主の住民票写し	提示	
	住基法適用外	外国人		①II外務省等発行身分証明書類 ②III公的機関等発行住所確認書類 [府令 (道交法規則) 20条2項1号]		①及び②両方提示	
				①国籍が記載された住民票の写し [府令 (道交法規則) 20条2項2号]		①を添付	
	本籍変更	住基法適用	外国人	①戸籍謄本等 [府令 (道交法規則) 20条2項2号]			
				①住民票の写し ②マイナ免許証 (変更後の氏名が記載) [府令 (道交法規則) 21条の12 1号]		①を添付但し②マイナ免許証ある場合はマイナ免許証提示が義務 (マイナの券面で確認できない場合は①提示)	
運転経歴証明書	氏名変更	住基法適用 (適用者のみに限定)	外国人特別永住者	①戸籍謄本等 [府令 (道交法規則) 20条2項2号] ②マイナ免許証 (変更後の氏名が記載) [府令 (道交法規則) 21条の12 1号]		①を添付但し②マイナ免許証ある場合はマイナ免許証提示が義務 (マイナの券面で確認できない場合は①提示)	
				①戸籍謄本等 [府令 (道交法規則) 20条2項2号] ②マイナ免許証 (変更後の氏名が記載) [府令 (道交法規則) 21条の12 1号] [府令 (道交法規則) 20条3項]		①を添付但し②マイナ免許証ある場合はマイナ免許証提示が義務 (マイナの券面で確認できない場合は①提示)	
	運転経歴証明書の交付申請	住基法適用 (適用外規定なし)	外国人特別永住者	①「在留カード等」(以下の何れか) ・在留カード ・特別永住者証明書 ・I住民票の写し (外国人特定事項記載) [府令 (道交法規則) 30条の8 3項1号]	免許の取消申請 (自主返納) と同時の場合であっても、外国人の場合は左記①を提示しなければならない (cf日本人の場合は現有免許証の提示で可)	①提示	
				①「在留カード等」(以下の何れか) ・在留カード ・特別永住者証明書 ・I住民票の写し (外国人特定事項記載) [府令 (道交法規則) 30条の10 3項1号] ②マイナ経歴証明書 (変更後の氏名が記載) [府令 (道交法規則) 30条の10 4項]		①提示又は②提示 ②マイナ経歴証明書がある場合はマイナ経歴証明書提示が義務	
	運転経歴証明書の氏名変更 (記載事項変更)	住基法適用	外国人特別永住者	③住所を確かめるに足りる書類 [府令 (道交法規則) 30条の10 3項1号]		提示	
				①住民票の写し [府令 (道交法規則) 30条の10 3項2号] ②マイナ経歴証明書 (変更後の氏名が記載) [府令 (道交法規則) 30条の10 4項]		①提示又は②提示 ②マイナ経歴証明書がある場合はマイナ経歴証明書提示が義務	
		国外転出者		①戸籍謄本等 [府令 (道交法規則) 30条の10 3項2号] ②マイナ経歴証明書 (変更後の氏名が記載) [府令 (道交法規則) 30条の10 4項]		①提示又は②提示 ②マイナ経歴証明書がある場合はマイナ経歴証明書提示が義務	
	住基法適用外	外国人		①旅券等 ②マイナ経歴証明書 (変更後の氏名が記載) [府令 (道交法規則) 30条の10 4項]		①提示又は②提示 ②マイナ経歴証明書がある場合はマイナ経歴証明書提示が義務	

【表中用語説明】

◆ I住民票の写し (外国人特定事項記載のもの)

「外国人特定事項」とは (住基法30条の45)

- ・中長期在留者である旨
- ・在留カード記載の在留資格、在留期間、在留期間満了日、在留カード番号
- ・特別永住者の場合 ~特別永住者である旨、特別永住者証明書番号

◆国外転出者 (住基法17条3号)

日本国籍者だが、国外転出 (在住) のため国内に住民登録がない者
(国籍の扱いはあくまで住基法適用の日本人)

◆中長期在留者 (入管法19条の3)

下記①~⑥にあてはまらない者 (一つでもあてはまると中長期在留者とはならない)

- ①3か月以下の在留期間の者
- ②短期滞在の在留資格の者
- ③外交又は公用の在留資格の者
- ④特別永住者の者
- ⑤在留資格のない者
- ⑥入管法施行規則において上記①~③に準ずるものと定める者

◆特別永住者

戦前は日本人として居住していた朝鮮人、台湾人だが、戦後、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等 (中略) 特例法」に基づき、日本に在留しながら日本国籍を離脱した者又はその子孫。
いわゆる在日朝鮮、韓国人 (まれに台湾人) を指す。

◆各種携帯提示義務

①在留カード

○中長期在留者の場合

- ・在留カード受領義務がある。
- ・旅券有無にかかわらず在留カードの携帯義務があり、警察官等から提示を求められた場合は提示義務がある。
- ・特別永住者は、H24入管法改正により、これまで他外国人と同様外国人登録証であったが、在留カードが中長期在留者に限られたため、後述の特別永住者証明書が身分証となつた。

【罰則】 携帯義務違反: 20万円以下の罰金

提示義務違反: 1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金

受領義務違反: 同 上

○中長期在留者に当たらない短期滞在者 (観光目的等) の場合

- ・在留カードの対象とはならず旅券等の携帯義務の対象となる。
- ・また住居を疎明できないため日本の運転免許の対象となり得ない。

【罰則】 携帯義務違反: 10万円以下の罰金

②特別永住者証明書

- ・特別永住者に交付される身分証明書
- ・受領義務があり、警察官等から提示を求められた場合は提示義務がある。

・但し携帯義務はない。

【罰則】 携帯義務違反: なし

提示義務違反: 1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金

受領義務違反: 同 上